

今治市地域みらいまちづくり事業における支出科目別補助対象経費

対象となる経費は、食糧費、人件費等の経常的な運営費及び恒久的施設の維持、整備費等を除く、次に掲げる事業に要する経費とする。

科 目	補 助 対 象 経 費 の 内 訳	
賃 金	補助対象外経費	
報 償 費	講師及び専門家（謝礼金は、その都度決定する）に対する謝礼 協力者等（謝礼金は、労務手数料と同額を上限とする）に対する謝礼 〔例〕学習会、商品開発、審査、地域活性化行動計画策定の際の指導の謝礼等 事業目的を達成するために必要となる記念品等〔例〕研究、開発成果表彰記念品等	
旅 費	講師、専門家、出演者等への旅費 ※ゲスト等を招聘するための旅費は補助対象経費、申請事業者自身の出張旅費等は補助対象外経費（ただし、事業遂行のため必要な移動、運搬に係るしまなみ海道交通費については補助対象経費）。 ※ 市の支給基準により実費弁償とする。（日当は、支給しない）	
需 用 費	消耗品費	事務用品・看板・肥料・種苗・苗木の支柱・調味料等、事業の遂行に必要な消耗品
	燃 料 費	自動車・船舶等の燃料、試験・研究等の事業用燃料
	食 糧 費	飲食を目的とする経費は、補助対象外経費
	印刷製本費	パンフレット、ちらし、図面、写真、成果報告書等の印刷製本費
	光熱水費	電気・ガス・水道代
	修 繕 費	補助対象外経費 ※備品が使用中に故障した場合の修繕費は、補助対象経費
	賄材料費	地元の農産物等を利用して特産品を開発する際の材料費 ※ 飲食物の販売のための材料費は、補助対象外経費
役 務 費	通信運搬費	事業に直接要する電話料、郵送料等
	手 数 料	補助対象経費の支払いに係る振込手数料 鑑定、試験、検査手数料等 本来の事業を立ち上げるまでの準備（一過性の業務）に要する経費 〔例〕花植えの前提となる土壌改良業務等 ※ 労務手数料 単価（上限額）：2,000円/日（8H）、1,000円/半日（4H） （高校生以下は、ボランティア）
	保 険 料	ボランティア保険料等 ※ 自動車損害保険料は、補助対象外経費
委 託 料	専門的技術または特殊な機材を要する業務、委託事業に係る調査、検討等に要する経費等 〔例〕地域活性化行動計画策定、料理研究、名物料理レシピ作成、文献等調査、試験研究、電気配線等の委託 ※ 工事設計、統計調査（地域活性化行動計画策定に関連するものは除く）、有害鳥獣駆除等の事業委託料は、補助対象外経費	
使用料及び賃借料	事業の遂行に必要な会場、施設、機械装置、その他備品の使用に要する経費 ※ 個人所有の備品の使用料は、正規使用料の半額以下とする。 〔例〕草刈機：1,500円/日、トラクター：5,000円/日、耕運機：2,000円/日 軽トラ：2,000円/日、バックホー：4,000円/日、調理器具：1,000円/日 ※ 草刈機の替刃や機械の燃料費等は、使用料に含む。 ※ 無償貸与の場合の草刈機の替刃や機械の燃料費等は、需用費にて対応する。	
工事請負費	補助対象外経費	
原 材 料 費	植林のための苗木購入費等	
備品購入費	今後の活動を継続する上で必要不可欠な経費 ※ 個別事業ごとに補助金交付確定額の5分の1を限度額とする。 ※ 異常に高額なものや継続事業との関連性が低いと判断されるものは、補助対象外経費 ※ 購入備品については台帳を整備すること。	
その他の経費	その他、市長が事業実施に必要と認める経費	